

## 障害児アンケート調査について

### 1. 目的

児童福祉法において、市町村が計画を作成するにあたり、障害児の心身の状況やその置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、計画を作成するよう努めることとされています。

今年度、新たに障害児福祉計画を策定するにあたり、障害児の生活の状況やサービスの利用意向など、当該内容を把握するために調査を行われれば把握できない内容もあるため、障害児を対象にアンケート調査を実施するものです。

### 2. 対象者の抽出の考え方

18歳未満の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のほか、障害児支援サービスを利用されている障害児を対象とします。

療育	身体	精神	手帳不所持のサービス利用者	計
241	29	0	129	399

※ 複数の手帳を所持する者については、療育>身体>精神の順で算出

### 3. アンケート調査の時期

平成29年7月中旬に発送、8月初旬返送期限とします。

### 4. アンケート調査票（案）

別添調査票のとおり